

区立幼稚園等における支援を要する幼児等の受け入れに関する検討委員会設置要綱

令和 7 年 6 月 2 7 日
7 世教幼第 1 2 2 号

(目的及び設置)

第 1 条 区立幼稚園集約化等計画において、集約化後の各園の機能や役割として、3 歳児の段階から支援を要する幼児の受け入れを行うことを基本としている。区立幼稚園及び認定こども園（以下、「区立幼稚園等」という。）の入園にあたり、発達に課題がある又は医療的ケアが必要で一定の支援のもと集団生活が可能と見込める幼児（以下、「支援を要する幼児等」という。）に対し、一人ひとりがそれぞれにあった学びを同じ学びの場でできるよう支援を要する幼児等の受入れの仕組みを検討するため、区立幼稚園等における支援を要する幼児等の受け入れに関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 支援を要する幼児等の受入方法に関すること
- (2) 支援を要する幼児等の受入れ体制に関すること
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長 1 人を置き、委員長は乳幼児教育・保育支援課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、教育委員会が委嘱する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会は、所掌事項を処理するうえで、必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。
- 5 委員会の会議は、個人情報保護の観点からこれを公開しない。

(秘密の保持)

第 5 条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の事務局は乳幼児教育・保育支援課に置き、委員会の庶務等进行处理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝礼等)

第 8 条 委員会へ出席する学識経験者への謝礼として、1 回につき 20,000 円を支払う。

- 2 前項の謝礼には、委員会へ出席又は資料を提出する上で必要とする交通費等実費相当分を含む。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

学識経験者
区立幼稚園長会 代表
区立認定こども園 園長
幼児教育専門幹
教育総合センター 支援教育課 係長
教育総合センター 支援教育課 特別支援教育指導主事
教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課長
教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課 係長
教育総合センター 乳幼児教育・保育支援課 教育支援嘱託員